

職業安定分科会雇用保険部会（第 209 回）	資料 3 - 2
令和 8 年 1 月 30 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案概要

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省職業安定局雇用保険課

1. 改正の趣旨

- 広域求職活動費については、受給資格者等（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第56条の3第2項に規定する「受給資格者等」をいう。）が公共職業安定所の紹介による広範囲の地域にわたる求職活動を行った場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従って必要があると認めたときに支給することとされている（雇用保険法第59条第1項第1号）。
- 厚生労働大臣の定める基準としては、待期間及び一定の給付制限期間が経過した後の広域求職活動であること等の要件が規定されている（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「規則」という。）第96条）が、支給回数に制限は設けられていない。
- このため、再就職の促進を図るとともに、適正な支給を確保する観点も踏まえ、規則について、広域求職活動費の支給回数に一定の制限を設けるための所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 規則第96条の2を新設し、受給資格者が広域求職活動費の支給を受けることができる回数の上限を、基本手当の所定給付日数（訓練延長給付、個別延長給付、広域延長給付、全国延長給付及び地域延長給付を支給することができる日数を含む。）を30で除した回数（端数切上げ）とする規定を設けるとともに、高年齢受給資格者、特例受給資格者及び日雇受給資格者が広域求職活動費の支給を受けることができる回数の上限についても、受給資格者に係る基準に準じた規定を設ける等、所要の改正を行う。
- 改正後の規定については、施行日以後に開始する広域求職活動に係る広域求職活動費の支給について適用することとし、施行日前の広域求職活動は、上限回数の計算に含めないこととする等、所要の経過措置を設ける。

3. 根拠条項

- 雇用保険法第59条第1項

4. 施行期日等

- 公布日：令和8年3月下旬（予定）
- 施行期日：令和8年8月1日